

会 議 録

会議の名称 西東京市障害児教育検討懇談会(第1回)

開催日時 平成16年5月28日(金)午後3時00分から午後4時30分まで

開催場所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2

出席者 【出席委員】(座長) 八木澤 俊孝、(副座長)宮沢 春好、兵藤 紫都子、
北爪 みどり、秋本 篤哉、川合 真理子、藤平 洋子、
高野 富、細井 邦夫、大野 雅生、稲津 明、黒羽 次夫、
宮本 紀夫

【欠席委員】足立 善朗、田口 康之

【事務局】(教育長)茂又 好文、(学校教育部長) 田口 秀幸、(学務課長)坂口 基成、(指導課長)松本 秋広、(学務係長)久保 鷹夫、(同主任)高田 敦子、(同主事)滝上 重昭

- 議題
1. 各委員及び職員紹介
 2. 西東京市障害児教育検討懇談会設置要綱について
 3. 座長及び副座長の決定
 4. 西東京市障害児教育検討懇談会傍聴要領(案)について
 5. 会議録の記録方法について
 6. 心身障害児教育の現状について

会議資料の名称

- 資料 1 西東京市障害児教育検討懇談会委員名簿
- 資料 2 第1回会議席次表
- 資料 3 西東京市障害児教育検討懇談会事務局職員名簿
- 資料 4 西東京市障害児教育検討懇談会設置要綱
- 資料 5 西東京市障害児教育検討懇談会傍聴要領(案)
- 資料 6 会議録の作成方法について 西東京市市民参加条例施行規則第4条
- 資料 7 「これからの心身障害教育のあり方について」の検討結果について
- 資料 8 心身障害学級児童・生徒数、学級数の推移
- 資料 9 小学校・中学校分布図
- 資料 10 今後の開催予定について

記録方法 全文記録

会議内容

○発言者名

学務課長

定刻になりましたので、これから第1回西東京市障害児教育検討懇談会を始めさせていただきますと思います。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、検討懇談会の委員を引き受けていただきまして、本当にありがとうございます。西東京市の抱えている障害児教育の問題について、皆様から貴重な御意見等をいただき、西東京市の障害児教育の参考にぜひさせていただければなと思っておりますので、これからよろしく願いいたします。

1. 教育長あいさつ

学務課長

まず最初に、西東京市の茂又教育長からごあいさつ申し上げます。

教育長

皆さんこんにちは。教育長の茂又でございます。本日はお忙しいところ、お集まりをいただきまして本当にありがとうございます。

実は、障害児教育についての問題というのはたくさんございます。特に西東京市としては、合併して4年目に入ったわけでありましてけれども、課題は山積しております。そういう中で、新しい考え方が特別支援教育ということで、文部科学省の研究会の方から報告をされ、それに基づいて東京都でも検討会、最終的なまとめ等も報告をされております。現在、文部科学省では、中央教育審議会へ諮問をして、どう取り組むかということで検討をしているようでございますけれども、これは今までの障害児教育と少々方向が違うのかなというふうに私ども受けとめております。そういう大きな課題がございます。そのことが一つです。

2点目は、後ほど学務課長からお話を申し上げますけれども、西東京市の障害児教育の現状、そういう中から当然課題が浮き彫りにされるわけでございます。

3点目として、そのほかのもので、例えば介助員の問題、バリアフリーの問題など、

いろいろあると思います。

大きく分けますと、そのような三つの課題があるかなと思っております。

そういうことで、今回、障害児教育検討懇談会ということで、市民の公募によって御応募していただいた市民、保護者の方、私ども教育委員会の者、実際に現場で障害児教育に取り組んでおられます先生方も含めて、この懇談会をきょうスタートさせたいと思っております。後ほど課長から、課題を整理してということにしたいと思っておりますけれども、1年で終わるか2年で終わるか、ちょっとわかりませんが、例えば一番最初に申し上げました特別支援教育というのが今のところ19年度にはスタートというように言われております。しかし実際に学校教育法がどう改正されて、いつから施行されるのか、それを実施するための人的なものはどうするのか、財政的にどうするのか、この辺が全く不透明でございます。ですけれども、今のところ19年度にはと言われておりますので、どんなに遅くとも18年度ぐらいには一定の方向づけをしなければいけないのかな、こんなことを考えているところでございます。

これから何回かに分けてやっていくわけですが、ぜひ忌憚のない御意見をお聞かせいただければありがたいなと思っております。ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

2. 各委員及び職員紹介

学務課長

それでは、きょうお配りいたしました会議次第の2番目ということで、きょう、検討懇談会の初めての会合ということでございますので、3枚目でございます委員名簿をごらんいただきながら、この名簿の順番で、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思いますので順番をお願いいたします。

委員

2年前まで西東京市の教育相談課の方におりまして相談員をやっておりました。その前、8年ぐらい柳沢中学校でお世話になりまして、教員をやっておりましたのが41年間ですが、西東京市では28年間お世話になっております。ただ長くないということだけでございますし、障害児教育については保谷中時代に約6年間、教頭をやっておりま

して、身障学級の子供たちと一緒におつき合いをしたこと。それからその後、相談課におりまして、就学時のときに御相談にのったりした経験がわずかにあるだけなんですが、このたび、御縁がありましてこういうことになりました。よろしく願いいたします。

委員

全く偶然ですけれども、八木澤先生と昔、練馬区で同じ学校、同じ職員室で机を並べて仕事をした経験がございまして、変なところで会うものだなと思っております。それから、宮本先生とも大分長い間、東京都の心障教育で一緒に仕事をさせていただきました、いろいろなところでいろいろな出会いがあるものだなと思っております。

私は、八王子盲学校の校長を最後に退職いたしまして、それから旧保谷市の障害者福祉センターの所長を4年間務めさせていただきました。現在は、あきる野市にございませぬ障害者の更生施設金木犀の郷、入所更生施設ですけれども、その施設長をやっております。週一回、東北大学に出向いたしまして、障害児教育の講座を持ってまして、仙台とこちらと掛け持ちの生活ということになりますけれども、このたび御縁がありまして、こちらの委員として参加させていただきますけれども、一応、旧保谷市の時代にセンターの所長をやっております、幾らか保谷市の障害者事情は理解しているつもりですけれども、その後、いろいろ社会が変わっていますので、また新しく勉強したいと思っております。よろしく願いいたします。

学務課長

ありがとうございました。続きまして、公募市民の代表の方ということで、お願いいたします。

委員

保護者ということで、子供は中学2年の男子、今、心身障害学級に2年生で在籍しております。きょうも運動会で、とろとろ走っていました。うちはあと下に小学校の6年生の娘、小学校3年生の息子がおります。小学校の通常級に通っております。よろしく願いいたします。

委員

私の子供も、今、心身障害学級の6年生に在籍しております。下に妹がおりまして、小学校1年生で小学校に通っております。のびるとつくしさんから偶然にも1名ずつ選出させていただいたので、なるべく保護者側の立場からいろいろな意見をぜひ聞いてい

ただきたく、よろしくお願いいいたします。

委員

保谷町に住んでおります。一般市民の公募ということで、自分の経験というのでしょうか、40近くまで、学生生活を含めて障害を持った子供たちとおつき合する機会はそんなになかったものですから、たくさんの偏見がありました。あるきっかけで、そういうお子さんや、障害を持った方々とおつき合するようになって、少しずつ偏見が取れていったことがあったものですから、こういう公募があると伺いしまして、市民の立場から少しでもお役に立てることがあればと思ひまして、応募することにしました。今後ともどうぞよろしくお願いいいたします。

委員

こんにちは。育成会の会長をしております。私も、地域の子供たちが健やかに育つことを願ひまして、ここ10年近く健全育成活動に努めてまいりました。障害者に関しましては特に特別な知識は持ち合わせておりませんが、この会議の中で一市民として勉強させていただきながら御意見を述べさせていただければなと思ひて参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいいたします。

学務課長

続きまして、市内の学校の校長先生の代表ということでお願いいいたします。

委員

中原小学校のつくし学級は今本当に充実した教育をやっているなと思ひているのですけれども、課題がございまして、通常学級との交流をさらに深めながら心身障害教育の内容についての充実を図りたいなと思ひております。

それから、市内で、つくしの他にわかばがございまして、わかば学級との交流も続けていきたいなと思ひています。

さらに、保谷中学校ののびる学級の方とのかかわりも強めながら、小中の心身障害教育をどうつなげていくかということも視野に入れながら活動していきたいなと思ひています。どうぞよろしくお願いいいたします。

委員

こんにちは。本校には通級指導学級ということで、せせらぎ学級がございまして。今、34名の子供たちが毎日元気に通ってきています。通級の学級を抱える校長の立場とし

で勉強させていただきたいということでこちらに参っております。よろしくお願いいたします
します。

委員

こんにちは。本校は特にそういった教室はございませんけれども、この懇談会を通して、またいろいろな面で障害児のことについて考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

委員

こんにちは。本校にはわかば学級がございまして、情緒障害児学級が1、知的障害児学級が2ということで3学級あります。生徒数は今17名在籍しているという形になっております。今後ともよろしくお願いいたします。

委員

こんにちは。本校は設置されてはいませんが、中学校でも設置されていない学校からも、こういったことについて少し考えていかなければということで出させていただきます。よろしくお願いいたします。

学務課長

続きまして指導主事の先生、就学相談員の委員の方です。

委員

本年度、指導主事の中で心身障害教育の担当をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員

就学相談員をやっております。ことしで3年目でございます。よろしくお願いいたします
ます。

学務課長

ありがとうございました。

次に、障害児教育検討懇談会の事務局を担当させていただきます職員を紹介させていただきます。

〔以下、事務局職員紹介〕

事務局の職員名簿ということで、部長から指導課長、相談課長となっておりますが、実務の担当は学務課の方で行いますので、もし連絡等がありましたら、私か久保による

しくお願いいたします。

3．西東京市障害児教育検討懇談会設置要綱について

学務課長

引き続きまして3番目でございます。「西東京市障害児教育検討懇談会設置要綱」ということで御説明いたします。その前に、きょうお配りいたしました資料を御確認いただきたいと思います。次第の2枚目に「第1回西東京市障害児教育検討懇談会配布資料一覧」ということで、資料1の「西東京市障害児教育検討懇談会委員名簿」から資料10の「今後の開催予定について」まで、10個の資料を御用意させていただきました。それぞれにつきましては、後ほどまた御説明させていただきたいと思います。

事務局名簿の後に「西東京市障害児教育検討懇談会設置要綱」というものがございまして、こちらについて御説明させていただきます。この懇談会を設置するための要綱ということで、教育委員会の方で定めたものでございますけれども、この懇談会につきましては、第2の「検討事項」として、「心身障害教育に関することについて検討し、その検討結果を教育長に報告する」ということで、心身障害教育の具体的な内容については特にこの中では触れられておりませんので、心身障害教育全般について皆さんの御意見等を報告の中に入れていただければありがたいというふうに考えております。

第3の「委員構成」につきましては、学識経験者2人、公募の市民4人、市立学校の校長の代表7人、指導主事、就学相談員等2人ということで、15人で構成させていただいております。

第4の「任期」は、本日依頼ということですが、依頼の日から教育長に報告する日までということで、特にいつまでということは具体的には定めておりませんが、今年度につきましては、8回、月に1回ぐらいのペースで開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

懇談会の設置要綱につきましては以上でございます。

4．座長の決定について

学務課長

引き続き座長の決定に移らせていただきます。今、御説明いたしました懇談会設置要綱の第6「座長及び副座長」ということで、「懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める」となっておりますので、座長の決定をしたいと思います。要綱上は委員の互選ということですが、これについて委員の皆様、何か御意見があれば承りたいと思いますが、座長の決定につきましてどのようなことにしたらよろしいか、御意見はございませんでしょうか。

委員

今の御説明で互選ということによろしいのでしょうか。

学務課長

はい。

委員

今、自己紹介が終わったところですけれども、学識の方から委員として出ていらっしゃる八木澤先生が適任ではないかなと思いますので御推薦申し上げたいと思います。

学務課長

今、八木澤先生について御推薦があったのですが、そのほかいかがでしょうか。 -
なければ、そのような形で決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、八木澤先生、座長ということによろしく願いいたします。正面の席の方をお願いいたします。

〔八木澤委員、座長席に着く〕

座長ということに決まりましたので、一言ごあいさつをお願いいたします。

座長

こういうことには大変不慣れでございまして、どうしたものかというふうに思っておりますが、旧保谷市及び西東京市にお世話になりましたし、あるいは市内に在住していません方がいいのかもしれない。反対のこともあるかもしれませんが、そういうことかなというようなことでもありますし、それから年齢が一番高いのではないかとということで務めさせていただきますが、年齢が高いせいもありまして、入れ歯の状態がその日によって違いますので発音不明瞭だったりして、あるいは考えも不明瞭なところ

があるかもしれませんが、障害児の子供たちの先を見通して、どうか、いろいろ発言していただいて、いい方向に向かえたらいいと思っています。その願いで一生懸命やりたいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

学務課長

ありがとうございました。

5. 副座長の決定について

学務課長

次第5番目の「副座長の決定について」から先につきましては、申しわけありませんが、座長の方から御進行をお願いいたします。

座長

副座長の決定に関してはいかがでございましょうか。御意見がありましたらおっしゃっていただきたいと思いますが。

委員

会を進めるということもありますので、副座長については座長に一任ということでもろしいかなと思いますけれども。

座長

ほかに御意見ありますでしょうか。 - それでは、そういうことにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、多分、私と同じような条件なので、これも違う条件の方がいい場合もあるかと思いますが、年齢的にも近いことと、西東京の半分の旧保谷市のことはよくわかっていらっしゃるの、宮沢先生にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、宮沢先生、ひとつよろしく願いいたします。

〔宮沢委員、副座長席に着く〕

副座長

全く、八木澤先生と同じ立場でございまして、ある場合には、横の方のサイトから第三者的に見た方がいい場合もあるかと存じますけれども、障害者の子供たちの、本当に将来を見据えた発達保障、それから生活保障ができればと、そのようなくあいに感じておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

6. 西東京市障害児教育検討懇談会傍聴要領（案）について

座長

それでは、早速ですが、6番目の「西東京市障害児教育検討懇談会傍聴要領（案）」について御検討いただきたいと思いますが、事務局から御説明をいただきたいと思ひます。

学務課長

こちらにつきましては、先ほどの懇談会設置要綱の第8「会議の傍聴」ということで、懇談会の会議は傍聴することができる。傍聴の手續等、必要な事項は別に定めるといふふうになっておりまして、今回御提案申し上げました傍聴要領懇談会資料 5をござんいただきたいと思ひます。この傍聴要領につきましては、西東京市のほかの審議会、委員会等と同じような内容でございます。傍聴人の定員につきましては、すべて同じ会場で開くことがなかなか難しいものですから、その会場の広さ等を勘案しまして、会議の座長の方で定めることにしております。基本的には10人を上限ということと考えております。

そのほか、傍聴人の決定のときに、もし定員を超えた場合には抽選を行うということ。それから傍聴席に入る者のできないものの規定、傍聴人の守るべき事項等について定めたいものでございます。本日も傍聴の方がいらしておりますので、この懇談会の傍聴要領を御承認いただけたら、その後に会場に傍聴の方を入れたいというふうを考えております。傍聴要領につきましては以上でございます。

座長

そうしますと、資料5を見ていただきまして、ただいま事務局から説明がございましたが、そういうことで御承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そういうことで進めたいと思います。

学務課長

傍聴の方には中に入らせていただきますので、お待ちください。

〔傍聴人 入室〕

7. 会議録の記録方法について

座長

次に進みます。7番の「会議録の記録方法について」ということで、事務局からよろしくをお願いします。

学務課長

本日お配りいたしました資料 6をごらんいただきたいと思います。これは西東京市市民参加条例施行規則の一部をコピーさせていただいたものでございます。この市民参加条例の施行規則の中で、会議録作成について基本的な方針が定まっております。第4条に「会議録は当該附属機関等に諮ったうえ、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。(1)として全文記録、(2)が発言者の発言内容ごとの要点記録、(3)が会議内容の要点記録ということになっております。

第5条の2ということで、会議録に記載する事項といたしまして、「会議内容には、発言者名を記載するものとする。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決した場合は、この限りでない」という定めがございます。ですから、基本的に会議録の作成方法として、(1)、(2)、(3)ということを示されていること、それから発言者名を記載するかどうかについて御決定をいただければなというふうに考えております。

なお、今回、この懇談会につきましては速記を入れておりますので、基本的には(1)に掲げました発言者の全文記録ということを進めさせていただきたいというふうに事務局の方では考えております。あとは、発言者名について記載することについて御意見、それから先ほどの(1)、(2)、(3)の中でどのような記録方法、作成の方法がいいのかについて御検討の方をよろしくご願ひいたします。

座長

一つずつではなくて一括でよろしいのですか。

学務課長

はい。

座長

ただいま事務局から御説明がありましたが、その点についてはいかがでしょうか。事務局から提案されたことで御承認いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

学務課長

会議録の作成方法ということでは全文記録ということにさせていただきますして、発言者の名前の記載については、各審議会等で発言の中立性等を確保するために、委員名については記載しないということもありますので、その辺については具体的な個人名を出すか、あるいは「委員」ということだけにするか、そのことについてだけ御決定をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

座長

それは、こういうふうなことでよろしいのでしょうか。5条の2で「会議内容には、発言者名を記載するものとする。ただし、」以下書いてあるような場合は、この限りではないということで、その場で、この件に関しては、記載するかしないか、決をとるといような形で進めればよろしいですか。

学務課長

第1回目のこの会議の中で、これからの会議録の作成方法を決めるということですので、もうここで個人名を除いて、例えば「A委員」「B委員」というようなことで、そういう会議録を作成するということにさせていただきましたら、これから以降はすべてそのような形で会議録を作成させていただく。個人名まで入れていいということであれば、個人名を入れた会議録の作成をこれからずっとしていくということで、本日、決めた内容でこれからずっと進めさせていただきたいと思います。

座長

そうしますと、進める上でこういうふうにお考えいただけたらと思いますが、ここに書いてございますように、「発言者名を記載するものとする」ということで御検討いた

だいて、今お話がありましたように、「A委員」「B委員」という方がよろしいかどうかというような検討の仕方でもよろしいですか。

では、発言者名を記載するという線で進めるということで御検討をいただきたいと思
います。ただし、その場合、ここに書いてあるようなことが当然出てくるわけです。

副座長

最初から発言者名を記載するのか、それとも「A委員」「B委員」みたいな形で記載
するのかということ。

座長

今、副座長さんの方から、初めから発言者名を記載するか、あるいは「A委員」「B
委員」というどちらかにした方がいいのではないかという御意見が出ておりますが、い
かがでしょうか、どうぞ御発言ください。

委員

基本的に、発言者名は入れてもいいと思うんです。西東京市市民参加条例施行規則第
5条の2の部分の内容というのは、名前を入れないときも必要なんですということなん
でしょうか。これから進めていく上で、こういう名前を入れない意見交換の場みたいな
ことが必要になるんですという意味なんでしょうか、その辺をお聞きしたいのですが。

学務課長

市民参加条例の施行規則の中のこの表現につきましては、会議の中で委員の方々が個
人名を出すことによって素直な意見の交換あるいは発言の内容に個人名が出ることに
よる中立性の確保がなかなか難しいという御判断、その附属機関の中でそういう御意見
が出れば、基本的にこの限りでないということで、特にそのようなことを想定している
とかいうことではなくて、その附属の機関の中でそのような議論になれば、発言者名を
記載しないことができますよというようなことでございます。ですから、今回、そのよ
うなことで決めていただければ、それをずっと、基本的には今回決めたものが最後まで
その会議録の記載の方法になるということで、その都度、発言の中で、これについては
載せないとか、そういうことではなくて、もう最初から決めていただきたいというふう
に思っております。

市民参加条例もそうなんですけれども、基本的には情報公開の対象になっております
ので、この記録につきましては当然、市の情報公開コーナー等に会議録ということで載

ります。また、ホームページ等で必要に応じて市民の方に公表ということになりますので、会議録を作成したということだけではなくて、広く市民の方にその情報は公表するということが一つございますので、その辺だけは御理解いただきたいと思います。

座長

私はちょっと誤解しておりまして、そのような状況が出たときにはというふうに思ったのですが、そうではなくて、会全体、これからあとを通してということで、この2の項目が生きていることのようなのですから、発言者名を記載するか、それともA、Bという表現方法をとるかということでございます。

委員

情報が公開されて名前が出た場合、委員を特定して質問等がこの経過の中であつたら、報告が出るまでは、あくまでも経過としての発言ということになると思うんです。それを、その都度、その都度、出たごとに、市民の方から「あんた、こういうことを言っているけれども、これはどうするんだ」という質問に対しては、委員としてはどういう義務が生じることになるのでしょうか。

学校教育部長

当然、情報公開コーナーで公開されれば、市民の方の目につくわけですね。そうすると、この委員さんはこういうことを発言していた。それは自分の意に沿わないということで、個人的な攻撃をされる可能性もなきにしもあらずということでありますので、当然、氏名を載せたことで問い合わせがあれば、それなりのお答えをしていただくような形になるだろうというふうに思います。

参考までに、他の委員会等の記録を申し上げますと、ほとんどの場合に個人氏名が載ると自由な発言がなかなかできないというようなことも委員さんの中からありまして、ほとんど「委員」ということで名前は載せていないのが、教育委員会の附属機関では多いということで参考までに申し上げたいと思います。

座長

今の御説明に対してよろしゅうございますか。

委員

発言に対しては当然、委員として責任を持つことになりますが、その経過の中で、経過が刻々に変化していくわけですね。その都度、その都度、個の回答を求められると

ということになると、委員も相当緊張状態がそのまま持続するということになると、だんだん発言を控えてしまうことになったら、せっかくの意味がなくなってしまうのかなど。であるとするならば、無記名でフリートーキング、「懇談会」という名称でありますから、その方がいいのかなとちょっと思ったものですから。

座長

今、無記名というお話が出ていますが、無記名というのは具体的には先ほど事務局の方でおっしゃっていたA、B、Cというような記載になるんですか。

学校教育部長

A、B、Cというふうに付番をするのは非常に難しいかなと思うんですね。AさんはずっとAさんでいくような形になるだろうし、速記上、非常に難しくなってくる。したがって、「委員」というふうに書いて、発言された内容が速記でずっと、一字一句、変わらずに記録されていく、こういうふうな形になるのでしょうかから、どなたがそういう発言をしたという個人的なものは出てこない。あくまでも委員会として懇談会としてそういう中で発言があったというふうな形式の進め方になってくるだろうというふうに思います。

座長

そうすると、具体的にはA、B、Cというのも付けないわけですね。

学校教育部長

そうですね。その方がよろしいかなというふうに思いますが。

座長

「委員」という発言で、具体的にはそういうことですね。

委員

今のことと同じです。やはり個人の意見、もちろん発言に関しては責任を持ちますけれども、この会は一つの方向性を導くためのものですから、「委員」という方が意見は述べやすいと思っています。

座長

ただいま、発言者名は記載しないというような御意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

学校教育部長

今、発言者の氏名のことについていろいろ御議論を願っているのですが、懇談会としての記録でありますので、個人としての責任を問うということではありませんで、あくまでも懇談会の中でこういう議論がされてきたということでお進めいただければ大変ありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

座長

ほかにいかがでしょうか。今、発言者名は記載しないということで御発言が出ておりますが。

それでは、会議内容については発言者名を記載しないという記録にしてほしいと、このようによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

8. 心身障害児教育の現状について

座長

次に、心身障害児教育の現状についてということで、実質的にはこれがきょうの一番大事なことになるのではないかとと思いますが、事務局の方で御説明をお願いしたいと思います。

学務課長

お配りしました資料 7をごらんいただきたいと思いますが、これにつきましては、昨年11月に市民の皆様へ、西東京市の障害教育のあり方について意見、御要望をお寄せいただいたものを集約したものでございます。この中に、まず1番目として、「心身障害児教育を見直すにあたっては、公開もしくは委員会を設置するなどして保護者の参画を希望」ということがございます。このような御意見等もありまして、このような検討懇談会を立ち上げたという経緯がございます。

それから、意見の中では、こちらの表の中に35項目挙げさせていただいておりますけれども、数多い御要望等をお寄せいただいております。すべては御紹介できませんけれども、「心身障害学級を増設してほしい」、あるいは特別支援教育に向けて「現在の心身障害学級の存続、推進をしてほしい」「肢体不自由児学級を設置してほしい」「通級学

級の充実をしてほしい」「先生方に支援体制を作ってほしい」「居住地交流をしてほしい」等、いろいろと書かれておりますので、委員の先生方におかれましては、市民の方が今どのようなことを意見としてお持ちなのか、御要望として市にお寄せいただいているのかということで、ぜひこの辺をお読みいただいて御理解いただきたいというふうに思っております。

もう一つは、懇談会の資料 8 という表でございます。これは資料 9 の小学校、中学校の分布図の地図とあわせてごらんいただきたいと思います。西東京市には今、心身障害の固定学級ということで、小学校は田無小と中原小にございます。小学校の分布図の中でいくと、全体からすると西側の方にございます。こちらの児童数、学級数の表が一番上に載っておりますけれども、田無小が13年度、18人であったものが、16年度は知的、情緒合わせてもう26人になっているということでございます。中原小学校につきましても、13年度に知的10人、情緒5人の15人であったものが、16年度は合わせて24人になっているということで、合計しますと固定学級に通っている児童数が、13年度の33人から16年度はもう50人になっている。学級数も7学級から9学級になっているという実情がでございます。特に田無小学校につきましては、心身障害学級の施設面の余裕がかなりなくなっておまして、中原小も合わせて、小学校の固定学級につきまして新たな開設の必要があるのではないかというような御意見を保護者の方あるいは校長先生の中からも、いただいております。この辺につきましても、地図でごらんいただきますと、小学校の固定学級設置校については、西側の方に少し偏っているということで、東側の部分に設置あるいは北側、南側に設置する必要があるのではないかというような意見をいただいているところでございます。

それから、資料 8 の表の中ほどでございますが、小学校の通級学級ということで、西東京市では今、谷戸小学校に情緒障害の通級学級、それから保谷小学校に言語障害の通級学級を開設しております。表にございますように、谷戸小につきましては平成13年度から、合併した翌年度から、保谷小学校の言語につきましては平成14年度から開設しております。児童数のところを見ていただきたいと思います。谷戸小学校は開設し当時は10名の1学級でスタートいたしました。それが、16年度ではもう34人の4学級、保谷小の言語につきましては14年度開設したときには11人の1学級でしたが、ことしはもう45人の3学級、合わせまして79人ということで、通級学級の伸び

もかなり大きなものになっております。それに伴いまして、谷戸小学校、保谷小学校とも、子供たちの受け入れについては施設面での余裕というのがもう限界に来ているということで、それぞれの情緒障害、言語障害の通級学級について、西東京市の中で新たな開設という増設の必要性が保護者の方、あるいは先ほどと同じように校長先生の方からも寄せられているというような状況でございます。

中学校の固定学級でございますが、こちらについては、田無一中、保谷中に、小学校と同じ知的、情緒、それぞれ設置しておりますが、こちらにつきましても田無一中、保谷中を合わせた数字でございますが、平成13年度20人だったものが、平成16年度には30人ということで、昨年4クラスだったものが16年度に入りまして2クラスふえたということで、中学校の固定学級につきましても施設面での余裕がないという現状でございます。

一番下の表でございますが、平成16年度の近隣市の心身障害学級設置状況はどうかということで、同じような規模の市だけを挙げさせていただいた表でございますが、西東京市は小中学校合わせて28校でございますが、設置校が固定級4で、通級2の6校ということで、割合が21%でございます。立川市では、同じように29学校ありますが、設置は固定級が9学校、通級が4学校ということで13学校、割合としては45%あるということでございます。一番下の町田市は特に多いわけでございますが、59学校のうち設置校が35学校ということで、約6割近くの学校にはもう心身障害学級が設置されているというような状況を示した表でございます。

これらのことから、西東京市におきます心身障害学級の設置状況については、かなり少ない状況であり、またこの辺の増設については緊急の課題ではないかというふうに考えております。

このほかにも、通級学級につきましては、言語のほかに難聴の通級学級等も必要ということで、今は近隣の練馬区とか武蔵野市に子供たちがお世話になっている状況もございますし、谷戸小の情緒の通級学級を卒業した後、中学校の情緒の通級学級がないために、子供たちの行き場所について大変御苦労されているという保護者の意見等も寄せられているところです。

そのほか、いろいろな課題はございますけれども、今御説明いたしました心身障害学級の固定学級あるいは通級学級について、我々としても早急に解決しなくてははいけない

緊急な課題だというふうに考えております。この検討懇談会の中で、これからいろいろなことについて御議論いただきたいと思っておりますけれども、まず、今、我々が課題としております心身障害学級の固定学級あるいは通級学級等の増設に向けた課題について、きょうを含めた3回ぐらいの会議、できれば7月いっぱいぐらいにこちらの懇談会の方で、ある程度の方向づけをいただければ、大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

現状と、我々が今考えていることにつきまして、あわせて御報告させていただきます。

座長

ありがとうございました。今、現状のお話が出ましたが、なお御質問等がありましたら。問題点を明確にさせていただいたのですが、もう少し膨らませるというようなことがあって、お話を伺うことがありましたら。しかも、これは今年度いっぱいというようなことではないようなお話なんで、次回以降、審議を始めなければならないというような状況のように受けとめました。そういうこともありますので、御質問等、いかがでしょうか。

学務課長

ちょっと追加させていただきたいと思いますが、実は、緊急の課題ということで、都の方の先生方の配置等もございまして、事前協議というのが実は6月ぐらいに必要ななってまいりますので、その辺の、我々の事務的な手続等については事前に進めるということで、ぜひ御了解をいただきたいと思っております。それと、これについては都の協議もございまして、これからこちらの懇談会の中で、きょうはすぐにいろいろな意見等をちょうだいするというのは難しいと思っておりますけれども、この辺のことについて次回、1カ月後ぐらいになりますけれども、委員の方々からいろいろな御意見とか参考になる資料とか御提言などがあれば、事務局の方にぜひお寄せいただきまして、次回の会議の中で、より深い議論をしていただければなと思っております。ただ、それまでに我々としては東京都の方の協議とか具体的な動きについて、どういう形になるかわかりませんが、具体的な手続を進めさせていただくということでの御了解だけはいただきたいというふうに思います。

座長

事務的な意味で、この懇談会と並行して事務局側としては事前協議等を行っていくということを御了解いただきたいということですね。これは、つくってほしいということをお願いしたからといって、右から左に動かない、大変いろいろな作業が伴うものですから、事務局の方の動きとしては当然そういうことがなければならないというふうに思いますが、その点はよろしゅうございますね。

では、そのように進めていただきたいと思います。

それでは、次回はそういう方向で取り上げることになるかと思いますが、きょう、資料はまだ十分に読み込まれていないところもあるかと思いますが、お目通しいただきまして、次回には御検討をいただけるような体制にしていきたいと思いますというふうに思います。

副座長

ちょっと質問ですけれども、市民からのアンケートの部分の4番に、「肢体不自由学級を設置してほしい」という要望があったり、13番に「スクールバスを改善してほしい（例、長時間乗車等）」という要望があるのですが、先ほどのデータですね、知的や情緒がありましたけれども、市内に例えば肢体不自由で、しかもスクールバスとかというのは、そんなふうな具体的な数字はデータとしてあるのでしょうか。

学務課長

固定学級に肢体不自由で通われているというようなお子様あるいは通常学級でも肢体不自由で通われているお子様というのは、昨年度の調査等ではあるのですが、基本的には重複障害等もありますし、肢体不自由というところの判断はどこをもってということもありますので、どこの、何人ですということまでは具体的な数字というのはなかなかはっきりできないところもあるのですが、おおよその数としては西東京市全体でどのぐらいの数ということではお示しできると思います。

それから、今スクールバスを配置しているのが中原小と田無小でございますけれども、運行ルートについても御用意できると思いますので、次回の会議にはその辺の資料もあわせて御提示したいというふうに考えています。

座長

ほかにありますでしょうか。

9. 今後の予定について

座長

それでは、9番目の今後の予定についてに移らせていただきます。きょうを入れて8回ぐらいを予定されていらっしゃるわけですが、月一回ぐらいのペースでよろしいのでしょうか。

学務課長

参考として懇談会資料 10ということで、開催の月について、全く我々の都合で決めさせていただいたものですが、9月、12月、3月については、申しわけありませんが議会月ということで、そこは除かせていただいた6、7、8、10、11、1、2の月の中で、できれば一回ずつ開催ということで御検討をいただければなということで、この資料をつくらさせていただきましたので、できればこの月の中で御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

座長

そうしますと、できるならば固定した方がよろしいですね。早目に御予定を立てていただくということもありますが、そういう方向で考えますか。それとも、ずっとということではなくても、取りあえずは先ほど事務局からお話がありました件もありますので、めどがつけられないと思いますので、6、7、8ぐらいまではというようなことにいたしますか。進める上で案があった方がいいかと思いますが、例えばきょうは最終の金曜日ですね。したがって、ずっとそれでいくか、ここ2～3回、6、7、8ぐらいまでは最終金曜日。時間はきょうと同じような時間でしょうか。3時ごろから。

学務課長

そのことも含めて御検討いただきたいと思います。

座長

では、一応、最終金曜日の3時ごろから。きょうのような状況で会合を持つということについてはいかがでしょうか。

委員

きょうは時間設定を学務課さんの方でしていただいたのですが、学齢期の子供を持っていて、上に障害を持っている子がいて、下が今小学校1年生なんですね。預けるのに

かなり苦労しまして、きょう何とか、同じ身障の保護者のお母様方に協力していただいたりして、お預かりしていただいたりはしているのですが、月一回でも日程的に学校行事なども入りますので、できればそのところを考慮していただきながら決めていただければと思います。

委員

基本的には、保護者の意見としては午前中がうれしいなと思ったりします。

あともう一つ、わがままのような形なんですけれども、最近、行事が金曜日に結構行われることが多くて、きょうも、うちは運動会がありまして、来月はバスケット大会があって、保護者つきで今度行かなくてはならないものが結構多くなりまして、もちろん先生方をお願いするとかというのはありますけれども、親が安心して会議に臨めるといふことで、もう一つ、傍聴に障害児の保護者が当然、興味、関心を持って参加して、親もこういうお話を共有していくことで勉強になっていくと思うので、そういうものを考えると、学校関係の、うちの校長先生なども授業中抜けてこられるので大変申しわけないというのもあるのですけれども、その辺のことをちょっとお考えいただけると。

あと、保育というのを、大変申しわけないのでけれども、保育していただけると、特に夏休みなどはすごく - 夏休みにやるのはいいのですけれども、行き場がないというの。二人のあれで、うまくどこかにお願いするとか、最近はふえておりますからというのはあるのですけれども、その辺のことも考えてこの先を、1年を通して考えていかなければならないかなと。保育を頼む、設定する機会というのはこの会議だけではないので、そうすると数が限られてしまうので、率直に言わせていただけると、そうしていただけるとありがたいと思います。

座長

そうですね。時間設定を午前中ですよ。それから、7月、8月、それぞれ最終の曜日を選ぶとすると、子供が夏季休みに当たるということもあって、その辺の配慮もしなければならぬということになります。今保護者の方から御意見が出ていますが。

委員

最終金曜日、並びに金曜日は、実は就学指導委員会、それから入級委員会、学識経験者並びに医師等の御都合で、割合と設定されてしまっているのです。ですから、全部の金曜日ではないですが、医者等の都合等もありますけれども、基本的にはもう日程を提示

してございまして、そこへ入ってしまうと。入級委員会なども、もう午前中に持ってきている。今までは午後でしたが、ことしから、きょうだったんですけれども午前中にやっているという状況もございまして、金曜日というのはもう間違いなく入っていますので厳しゅうございます。

座長

そうすると、年間を通して考えるというのは少し難しいところがあるのかもしれませんが。ただ、次の月だけというのはちょっとめどがつけにくいでしょうからね。せめて次と次くらいまではわかっているという動きの方がいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。事務局側としては何かございますか。

学務課長

それでは、次回6月の予定を取りあえず決めていただきまして、御都合の悪いときなどを、アンケートではないですけれども、皆さんにお聞きして、集約いたしまして、次回にまたその先のことを御検討いただくということも可能ですので、取りあえず次回の開催についてだけ決めていただければありがたいと思いますが。

座長

今、保護者の方から午前中ということが出ておりますが、学校関係者の方はどうなんでしょうか。

委員

ここに挙がっている6月25、30は両方ともだめなんですね。25日はつくしの宿泊に行っておりますので。30日は学校が全日公開日なんです。午前も午後も。

座長

その日がだめなんですね。

委員

はい、これらの日は午後でもだめ、オールだめなんです。

座長

そうすると、次回6月については、午前中のいつかという決め方でいいでしょうかね。午前中の時間帯で、あと日にちの問題ですが。

委員

25日は、中学校の方の固定学級を持っている多摩障研の日がございまして、それぞ

れ学級の子供たちの数が多いものですから、どうしても我々も駆り出されてしまう部分がございますので、その日、25日自体がちょっと厳しいかなと。保護者の方も厳しいのではないかと思います。

座長

ですから、25日は難しそうですね。

学務課長

こちらに会議室をとってある日にちを載せさせていただきましたけれども、これ以外の日でもあれば、すぐにでも会議室を確認させていただいて、もし空いていれば、これ以外の日でも確認してみます。それから、6月下旬ということにこだわらずに、7月の最初の週ぐらいであれば可能だと思いますので、6月の18日までは議会がありますので、それ以前というのはちょっと難しいのですけれども、それ以降と、7月上旬であれば、ここに挙げた日以外でも御検討いただければなと思います。

委員

この、6月から2月の表ですけれども、学校の方ですが、大変申しわけないのですが、午前中というのは非常に出にくいのですよね。一つの考え方として、例えば7月は予定では23日、8月は4日入っていますけれども、いわゆる休業中であれば午前中は全然問題ないのですけれども、ふだん学校をやっているときの午前中というと、来て会議をして戻ると2時ぐらいになってしまうということ、もう一日あける感じになってしまうということもあるので、できたら、例えば8月のところは2回やるとかして、何とかやれば午前中の回数も多くできるかな。1月についても、1月7日ぐらいまでは冬季休業ですので、正月明けすぐの日であれば午前中でもできると思うんですよね。でも、それ以外のところは、できたら午後にしていただけるとありがたいと思います。ですから、毎回毎回午前中だと、校長先生方は小中で7名ですか、いますけれども、欠席者がふえるのではないかと思いますね。8月2回というのはいいんですか。月に1回と決まっていますか。

学務課長

いえ、それは特に。

座長

先ほどのお話の件もあるので、6、7はやらないと困る。2回はやらないと具合が悪

いですよね。6月下旬が無理となったら7月の初めと、もう一回7月にやるとか、8月の頭でもいいのかな。午後をもっと上げて難しいですか。

委員

基本的に子供を預ける場所を確保していただけたら、別に3時からでも構わないと思うんですね。ただ、親としては、今後こういう形で検討委員会なり懇談会なりがこれから引き続きというか、私たちが終わった後でも多分行われる可能性が大きいと思うのです。そうすると、学齢期の保護者の方たちの御意見というのは非常に貴重だと思うし、ぜひ聞いていただきたいという願いは親としてはあるんですね。そうすると、参加する場合にそういった手配を、できればしていただければ、今後、小さいお子様方を持つ保護者の方でも、こういう検討委員会なり傍聴なりに参加していただけるということを考えると、むしろ時間を午前というふうにずらすよりも、そういう場を設けていただけののだしたら、私はそちらの方を切に願うのですけれども。

座長

その辺の配慮をというお話も出ていますが、どうなんでしょうか。検討できるのでしょうか。次回はともかくとして。いろいろ難しい問題があると思いますね。

学校教育部長

そういった措置をとることは、正直な話、非常に難しいですね。ただで見てもらうというわけにはいかないわけですから。そういった予算は取っていませんし。御要望におこたえするのは、現段階では非常に難しいだろうと思います。

座長

そうしますと、取りあえず今のことも大変難しい問題はあるけれども、考えていただけるのならありがたいのですが、次回だけは、そう簡単にいかないと思いますので、次回は取りあえず6月25日は難しいということですが、でき得るならば6月に一回はやっておいた方がいいと思うので、ちょっとバックをさせますが、6月24日、この予定のところには入っていませんよね。入っていませんが、24日というのではいかがでしょうか。

委員

一泊二日ですから、難しいです。

座長

そうすると、次回は23日で午前中ということでどうでしょうか。水曜日だから学校関係は午後はできないですね。事務局の方は何かまずいことはありませんか。場所の問題はともかくとして。

学務課長 我々の方とすれば会議室の問題があるのですが、取りあえず決めていただいて、もし決まれば、その場所をすぐにでも確認させていただきたいと思いますが、今のところ6月21日の週については特にこの日がだめというところはありません。

座長 そうすると、6月23日、午前中というと10時でしょうか。

委員

委員がこれだけたくさんいらっしゃるので、この日はいいとか悪いとか言っていたら決まらないので、もう事務局で、この日ということで。あとは大原則、午前中なのか午後なのか、あるいは半々でやっていくのかとか、その辺だけ決めていただいて、あとは事務局で提案していただいて、全員が出るということは難しいので、そういう形しかないと思うんですよ。

座長

次だけ、今ここで決めておいて。場所があるかどうかという問題が当然出てきますから。水曜日の10時というのはもう全然だめですね。それで12時まで終わるというのも難しいですか、学校関係は。

委員

次の会は、学級の設置のことですから、校長先生方がいないことにはお話にならない一番大事な会なんですよ。ですから、校長先生が全部出られるというのはかなり不可能に近いかもしれないけれども、そこらあたりで設定していただかないと、周りで幾ら言っても、実際にできる学校の状況ということを考えて差し上げなければ - 差し上げるというのは生意気な話ですけれども、それは非常に大事なことだと思いますが。

座長

23日水曜日の10時は出席は難しい。できたら12時に終わらせるというようなことでは難しいですか。

委員

23日は月半ばの水曜日なので学校はちょっと難しいけれども。

委員

6月30日は。予定に入っているところです。

座長

これは場所がとれているところです。6月30日水曜日でも大丈夫ですか。そうすると午前10時という線はどうなんでしょうか。場所はあると。いかがでしょうか。 - それでは次回は6月30日10時ということにします。それ以降については、きょう出ている御意見等を入れながら事務局の方で考えていただくのですが、そのほかいろいろ御意見がまだありそうですが、次回については6月30日水曜日午前10時という線でもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そういうふうに決めさせていただきます。

そうしますと、きょう決めなければならないことについて9番目まで終わりましたが、何か補足等が事務局を含めてありましたら。

学務課長

いえ、私どもの方はございません。

座長

委員の方々はありませんか。会合について御要望等も先ほど出ましたが、その辺も事務局の方で検討いただけるものはしていただくということで、間もなく4時半になりますが終了することよろしいでしょうか。

委員

またちょっと戻ってしまうかもしれないのですが、私、手をつなぐ親の会の方にも入ってしまして、午前中、育成会の会議があったんです。そちらの方で都教委の半澤指導主事さんがお見えになりまして、特別支援教育の概要というか、少し御説明をいただいたのですね。その中で文部科学省が中央教育審議会特別支援教育特別委員会というものを設置されたそうで、名前を聞いただけで私もピンと来ないのですが、そちらの方で月1回か2回ずつで特別委員会を行いまして、各関係団体からのヒアリングを行ったそうなんです。その段階では、固定級に関しては学級としての存続が必要だという声はかなり上がったという情報もお聞きしまして、市の情報もちろんあれなんですけれども、同時に国の法改正というものが大きく後ろにあるもので、その情報も並行して私たち親としては聞きながら、西東京市において一番いい形で障害児教育の検討を行っていった

らと希望しているのですけれども、そこら辺の情報等は……。

座長

そうすると、6月30日午前10時からということはいいいということですね。

委員

それは結構です。すいません。

座長

今、そういう情報が出ているがと。最初に事務局から、それから教育長さんからもちよっとその話が出ましたよね。その情報をもう少し流していただきたいという要望でしょうか。

委員

はい。

座長

きょうの資料の中に全部入っているのでしょうか。

学務課長

最終報告については、校長先生以外の市民の方と学識の先生方には最終報告の冊子を参考にお配りさせていただきました。

それで、今の話なんですけれども、行政の方の通知とか情報というのは、審議している中での情報というのはなかなか伝わってきておりませんし、正式な通知というのは東京都の方で言えば最終報告が出て以降、市の方には全く情報としては伝わってきていないというのがございますので、今の国の動き、都の動きについて、その途中途中の情報というのは得るのがなかなか難しいというような状況がございます。

座長

私は国語科の教員だったのですが、教育課程審議会の情報とか国語の方の審議会といのも、委員に出ている人から非公式に流れる情報はあるのですが、「これは実はまだ言えないのですけれども」とかというような、そういう非公式発言しかわからないというのが実情ですよ。ですから、方向がどういうふうに流れているかというような情報はいろいろなところから伝わってきたら、非公式情報として出せるものなら出していただきたいとは思いますが、今の事務局のお話のようなことにどうしてもなってしまいますので。現状ではそんなに違ってないだろうと思いますけれどもね。まだちゃんと読んで

いませんけれども。その答申が出る時期などもわかっていないですか。

副座長

まだインターネットに入っていないです。

座長

『教育と医学』という雑誌がありますが、こういう問題について詳しくしているのですが、まだ6月号までしか出ていませんが、そこにはインターネットに載る情報も載っているのですが、まだそれも出ていないのでしょうか。そういうことのように。できるだけそういう方向で出すということは考えていただきたいと思いますが、現状はそういうことで、どうぞ、そういうお話があったら御発言していただいて、お互いに情報交換しましょうということも、懇談会ですから大事ではないかと思えますし、副座長の方も現場の施設ですから、非公式に流れてくることもあろうかと思えますが、インターネットに載るものについてはここで話が出て大丈夫だと思いますので、そういう方向でよろしいでしょうか。

学校教育部長

ちょっとだけ申し上げたいと思えますけれども、いずれにしても、国が一定の答申を出したとしても、答申が出たから、おいそれと、こういうわけにはいかないわけですよ。政策として、ヒト、モノ、カネをどういうふうにするのかというようなことを議論されて、それから都に行って市町村におりてくる、このような流れに当然なっているものですから、我々としてもできるだけ早く正しい情報を取り入れて、皆さんで議論していただくような資料提供をしていきたいというふうには思っておりますので、取り入れ次第、提示したい。委員会の前に、場合によっては個々に郵送で送ったりして、何らかの形で進めていきたいというふうには思っております。当面は、先ほど課長が申し上げましたように、固定級の設置と通級をどういうふうにするのかということが当面の課題ということで考えていましたので、その関係の資料はお送りしながら、当面そちらの方を議論していきながら、特別支援教育についてもあわせて議論していくというような形になろうかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

座長

ありがとうございました。

閉 会

座長

それでは、これで今日の懇談会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。